

宇都宮市訪問看護ステーション設置促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市訪問看護ステーション設置促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、訪問看護ステーションの運営を支援することにより、訪問看護ステーションの設置を促進し、もって、医療と介護の切れ目のないサービスの提供に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす訪問看護ステーション（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の指定を受けるもので、法第71条による保健医療機関のみなし指定を受けるものを除く。以下同じ。）を設置する訪問看護事業者で、市税を滞納していないものとする。

- (1) 対象となる訪問看護ステーションが、市内に所在しており、かつ、指定を受けてから1年以内の事業所であること。
- (2) 対象となる訪問看護ステーションの業務に従事する看護職員等（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療養士、作業療養士又は言語聴覚士をいう。）について、常勤換算方法で5人以上（5人未満から5人以上となる場合を含む。）の員数を配置している事業所であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が賃貸借契約及びレンタル又はリース契約を行った次に掲げる経費（消費税額及び公租公課を除く。）とする。

- (1) 賃貸住宅の家賃（共益費、管理費、駐車場利用料等の諸経費を含む。）
- (2) 訪問車両、事業用電話、ファクシミリ、コピー機、介護医療請求用パソコン若しくはソフトウェア等のレンタル又はリース（賃貸）に要する経費

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付の決定を受けた月から1年間とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条第1号及び第2号に掲げる補助対象経費の月額額の2分の1以内の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額は月あたり17万円を、補助対象期間の合計額は200万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、規則で定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市

長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(変更等の承認)

第8条 申請者は、規則第5条第1号から第3号までの規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、規則で定める補助事業等変更・中止・廃止申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に速やかに提出して行うものとする。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第9条 市長は、第7条又は第8条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第6条の規定により交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に必要な条件を付することができる。

(補助金の交付方法)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた月の翌月から、規則で定める補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて、毎月15日までに、市長に請求するものとする。

- (1) 実績報告書（月次報告）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付決定者の請求に基づき、規則第13号の規定により交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

(様式)

第11条 この要綱に規定する交付の申請等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。